

西会津町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 西会津町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年度 (17年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用(平成32年度に法適用に移行検討)
処理区域内人口密度	現況処理区域内人口(野沢+大久保) 2,141人÷処理区域面積(供用開始区域) (野沢+大久保) 101.5ha =21.09	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	2処理区(野沢処理区、大久保処理区)		
処 理 場 数	2ヶ所(野沢浄化センター、大久保浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	現時点では該当無し。 農集排事業の一部処理区の統合とそれに伴う下水道計画区域の拡大を検討中。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	水道水のみ使用の場合は、使用した水量を下水道の使用量とし、水道水以外を使用している場合や水道と水道水以外を併用して使用する場合は1人当たり5m ³ 使用するものと推定し、世帯人数に応じて料金を計算する。 基本使用料 10m ³ まで 2,100円 超過使用料 10m ³ を超えて1m ³ につき 220円 (上記、使用料については消費税抜きの金額となっている。)						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用に同じ						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用に同じ						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	4,515	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	4,128	円
	平成26年度	4,644	円		平成26年度	4,289	円
	平成27年度	4,644	円		平成27年度	4,380	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	正規職員4名、委託・臨時職員 各1名
事業運営組織	平成17年度にそれまで水道課と下水道課と分かれていた部署が、機構改革により統合されそれまで維持管理等について、10名体制で行っていたものを現在は6名体制で運営している。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・処理場の運転、維持管理 ・管渠の維持管理(清掃等)
	イ 指定管理者制度	無し
	ウ PPP・PFI	無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>本町公共下水道事業の経営的特徴として、汚水処理原価が非常に高く、水洗化率の低さに起因する施設利用率が低いこと、使用料単価は1m³あたり200円以上で決して安くはないが、現状、汚水処理原価に占める資本費が高いため、結果として経費回収率が40%と低い。整備はほとんど完了しているため、当初設置施設の地方債償還金(資本費)のピークが平成37年度頃であり、その後は汚水処理原価が下がりはじめ、経費回収率も向上してくると考えられる。</p> <p>一方で、供用開始後17年が経過していることから、施設の老朽化対策を考慮する時期に入ってきた。管渠は処分制限期間内であり当面の更新は無い。しかしながら処理場については一部の設備が法定耐用年数を経過しはじめており、今後、本格的な改築更新時期を迎える。現時点で各設備等の不具合はほとんどなく、健全度を保っていることから、平成28年度より今後の長寿命化対策(老朽化対策)として、ストックマネジメント計画の策定に取り組んだところである。</p>
--

2. 経営の基本方針

1. 公共下水道の整備はほぼ完了しており、今後は接続率の向上に努め、施設利用の促進と料金収入の増加を図る。
2. 処理場(2ヶ所)の機械設備は標準耐用年数を超過しているが、現状で不具合はほとんど無いことから、今後においても施設・設備の長寿命化対策(老朽化対策)を進め、更新費用の低減と平準化を図り、持続可能な事業運営を行っていく。
3. 良好な処理水質を確保するため、適正な維持管理に努めるとともに、ライフサイクルコストの低減を踏まえた施設管理を行っていく。また、前項と合わせ、ストックマネジメントを実践し、施設の健全度の維持および向上を図っていく。
4. 人口減少やこれに伴う料金収入減に対応できる安定した経営基盤の確立をめざすため、近接する他事業(農業集落排水処理施設)との統合などを検討し、汚水処理事業は町全体で効率化を図っていく。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

1. 投資の目標に関する事項
整備はほとんど完了しており、計画期間においては一部残る地区の整備、処理場の老朽化対策を主たる事業内容とするほかにも、一部の農集排水処理区の統合などを検討していく。
2. 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
処理場における機電等の改築更新については、平成28年度から2ヶ年かけてストックマネジメント計画を策定し、同計画に基づき老朽化対策を進める。管路については現時点では処分制限期間も超過していないため、本計画期間内では定期的な点検、調査を行いながら適正な維持管理に努める。
3. 広域化・共同化・最適化に関する事項
公共下水道の処理区域に近接する農集排水処理区の統合については、公共下水道施設への投資効果を最大限発現させるよう検討する。
4. 投資の平準化に関する事項
本計画期間内での主な資本的投資は処理場の一部改築更新であり、ストックマネジメント計画の策定において投資の平準化を図っていく。また、農集排水施設との統合についても検討していく。

② 収支計画のうち財源についての説明

1. 財源の目標に関する事項
収益的収入において、本町は整備がほぼ完了していること、人口減少下にあること、水洗化率が60%程度で横ばい傾向であること等を踏まえ、このままでは料金収入の減少傾向が顕著になってくる。また、汚水処理原価(資本費)が非常に高く、当面の間はこれまでどおり一般会計繰入金で補填する。当初設置施設にかかる地方債償還金のピークは平成37年度であり、今後は増加が予想される老朽化対策費を考慮しながら運営していくこととなる。
2. 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
使用料収入は近年、3100万円ほどで横ばい状況である。人口減少など使用料収入の減少要因があるため、現状の水洗化率(60%)を改善し、接続率向上のための啓蒙活動を積極的に行い、料金収入の維持に努める。
3. 企業債に関する事項
当初設置施設にかかる地方債償還金(資本費)については平成37年をピークに減少していく。基本的に整備はほぼ完了しているため、今後の投資は主に老朽化対策となる。本町ではストックマネジメント計画を平成28年度から策定し、施設の長寿命化、老朽化対策の平準化を図っていく。
4. 繰入金に関する事項
一般会計繰入金については、収益的支出において使用料収入でまかなえない分としている。主な支出は支払利息であり、当初施設の投資にかかる支払利息は今後10年で半減する予定であるため、一般会計繰入金も当初施設にかかる費用については半減する。その一方で増額要因は老朽化対策が主であるため、老朽化対策の効果的かつ効率的な投資により一般会計繰入金の増加要因を抑制するため、ストックマネジメント計画に着手したところである。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

1. 民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)
処理施設の維持管理では長期契約等、維持管理費の削減を検討していく。
2. 職員給与費に関する事項
現状の職員数は既に人員削減を重ねた結果であるため、当面は現状維持を考えている。今後、事業の進捗状況に応じ、見直しを進める。職員給与制度は町の制度を適用しており、引き続き必要な見直しを進める。
3. 動力費・薬品費に関する事項
省エネ設備への更新により動力費および薬品費を削減する方針だが、施設の健全度状況から本計画期間内での更新はない。
4. 修繕費に関する事項
特に処理場設備を標準耐用年数の1.5倍程度は利用し長寿命化を図るため、更新費を抑制する代わりに更新費ほどではないが修繕費が増加する見込みである。設備の更新のタイミングはストックマネジメント計画に基づき実施する予定。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	公共下水道の処理区域に近接する農集排処理区の統合については、公共下水道施設への投資効果を最大限発現させるよう検討する。
投資の平準化に関する事項	本計画期間内での主な資本的投資は処理場の一部改築更新と農集排の処理区統合であり、ストックマネジメント計画や統合の検討結果によって投資の平準化を図っていく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特になし
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	将来的には必要であるとの認識はある。現状、同類型団体と比較しても高い水準であり、また、農集排事業との調整などを考慮し、時期や金額の詳細は今後検討する。今回、水洗化率の約10%増を目標とし、料金単価改定は今後検討していくものとして試算した。結果、今後の支払利息の減少幅が大きいため、一般会計繰入金は減少する結果となったが、今後、同事業の法適用への移行を考慮し、料金改定も含め精度良く検討していくこととした。
資産活用による収入増加の取組について	マンホール蓋の宣伝スペース提供による収入などを検討していく。
その他の取組	建設改良については、国の補助事業活用や地方債を発行するなど、適切な財源確保を検討していく。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理施設の維持管理等、長期契約、性能発注など包括的民間委託の要素を取り入れ維持管理費の削減を検討していく。
職員給与費に関する事項	公共下水道事業には、2名の職員給与費を計上しているが、事業の重要性や業務内容の変化など必要に応じて、職員の増減を検討していく必要があると考えている。
動力費に関する事項	使用機器の消費電力量削減については、今後の課題であり、新電力の導入など使用料の削減についても検討していく必要があると考えている。
薬品費に関する事項	薬品費の削減については、今後の課題であると考えている。薬品費の抑制となる機器への更新が不可欠だが、機器の更新についてはストックマネジメント計画で検討中である。しかしながら、本計画期間内での更新の予定はない。
修繕費に関する事項	特に処理場設備を標準耐用年数の1.5倍程度は利用し長寿命化を図るため、更新費を抑制する代わりに更新費ほどではないが修繕費が増加する。設備の更新のタイミングはストックマネジメント計画に基づき実施する予定。
委託費に関する事項	委託業務について検討し、経費の削減、効率化を図る必要があると考えている。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など、財源の確保につながる経費について費用対効果を検証し、取り組んでいく必要があると考えている。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理を行うとともに、3～5年ごとに見直しを図る。PDCAサイクルにより、経営戦略の事後検証を行い、現状と合わない部分については更新する。なお、現在法適用への移行を検討しているため、移行となった際は、適用後の会計に基づき、経営戦略を見直す予定である。また、緊急性の高い更新事業の発生等によっては、投資・財政計画の大きな変更もありえ、その場合には経営状況の安定を第一に考え、より効率的な投資・財政計画となるように見直しを図っていく。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	備考	
収益的収入	1 総収入	85,271	68,257	60,432	61,683	60,225	59,765	58,426	57,221	55,720	54,148	52,533	50,967		
	(1) 営業収入	31,425	31,157	31,476	31,087	30,766	30,396	30,001	29,581	29,137	28,693	28,199	27,755		
	ア 料工受託収入	31,258	30,980	31,369	30,980	30,659	30,289	29,894	29,474	29,030	28,586	28,092	27,648		
	イ その他収入	167	177	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107		
	(2) 営業外収入	53,846	37,100	28,956	30,596	29,459	29,369	28,425	27,640	26,583	25,455	24,334	23,212		
	ア 他会計繰入金	53,836	37,092	28,451	30,091	28,954	28,864	27,920	27,135	26,078	24,950	23,829	22,707		
	イ その他	10	8	505	505	505	505	505	505	505	505	505	505		
	2 総費用	60,634	68,257	60,432	61,683	60,225	59,765	58,426	57,221	55,720	54,148	52,533	50,967		
	(1) 営業費用	36,165	44,645	38,491	41,200	41,200	41,200	41,200	41,200	41,200	41,200	41,200	41,200	41,200	
	ア 職員給与	7,365	6,000	5,965	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	
イ その他	28,800	38,645	32,526	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000		
(2) 営業外費用	24,469	23,612	21,941	20,483	19,025	18,565	17,226	16,021	14,520	14,520	12,948	11,333	9,767		
ア 支払利息	24,469	23,512	21,841	20,383	18,925	18,465	17,126	15,921	14,420	14,420	12,848	11,233	9,667		
イ その他															
3 収支差引	24,637	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100		
資本的収入	1 資本的収入	94,633	95,486	103,207	85,818	339,447	90,957	182,981	102,958	104,034	83,380	84,692	79,408		
	(1) 地方債	23,000	1,500		5,500	118,400	5,500	45,900	9,200	9,200					
	(2) 他会計補助金	52,868	84,186	93,757	74,218	89,447	79,357	86,081	83,558	84,634	83,380	84,692	79,408		
	(3) 他会計借入金														
	(4) 固定資産売却代金														
	(5) 国(都道府県)補助金	18,765	9,800	9,450	6,100	131,600	6,100	51,000	10,200	10,200					
	(6) 工事業負担金														
	(7) その他														
	2 資本的支出	118,848	99,974	103,207	85,818	339,447	90,957	182,981	102,958	104,034	83,380	84,692	79,408		
	(1) 建設改良費	53,135	31,788	32,224	12,200	263,200	12,200	102,000	20,400	20,400					
(2) 地方債償還金	65,713	68,186	70,983	73,618	76,247	78,757	80,981	82,558	83,634	83,380	84,692	79,408			
(3) 他会計長期借入金返還金															
(4) 他会計への繰出金															
(5) その他															
3 収支差引	24,215	△ 4,488													

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	備考
区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	備考
収支再差引	(E)+(I)	422		△ 4,488											
積立金	(K)														
前年度からの繰越金	(L)	4,066	500	4,488	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
前年度繰上充用金	(M)														
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	4,488	500	4,488	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
実質収支	(P)	4,488	500	4,488	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
(N)-(O)	(Q)														
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	67	46	50	46	46	44	43	42	41	40	39	38	39	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額の	(R)														
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	31,425	31,087	31,157	31,476	31,087	30,766	30,396	30,001	29,581	29,137	28,693	28,199	27,755	
地方財政法による 資金不足額の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$														
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)														
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$														
他会計借入金残高	(W)														
地方債借入金残高	(X)	1,243,570	1,037,784	1,175,384	1,105,902	1,037,784	1,079,938	1,006,881	971,601	898,243	823,810	740,430	655,739	89,074	
○他会計繰入金															
区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	備考
収益的収支分		53,836	37,092	37,092	28,451	30,091	28,954	28,864	27,920	27,135	26,078	24,950	23,829	22,707	
うち基準内繰入金		53,836	37,092	37,092	28,451	30,091	28,954	28,864	27,920	27,135	26,078	24,950	23,829	22,707	
うち基準外繰入金															
資本的収支分		52,868	84,186	84,186	93,757	74,218	89,447	79,357	86,081	83,558	84,634	83,380	84,692	79,408	
うち基準内繰入金		52,868	84,186	84,186	93,757	74,218	89,447	79,357	86,081	83,558	84,634	83,380	84,692	79,408	
うち基準外繰入金		106,704	121,278	121,278	122,208	104,309	118,401	108,221	114,001	110,693	110,712	108,330	108,521	102,115	
合計															

(単位:千円)